介護保険料を徴収猶予します

市民生活部介護福祉課　☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に保険料を納付することができないことが申請により認められた第１号（６５歳以上）被保険者

◆申請期間は　令和４年２月２８日まで

◆猶予される期間は

納期の到来する保険料の全額を対象として６か月以内で徴収を猶予

◆申請に必要なものは

申請書、減収を証明する書類
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

奨学資金償還金の償還期間を猶予します

教育部教育総務課
☎42-3511

◆奨学資金償還金の償還猶予とは

下記の「対象となる方」の奨学資金の償還を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少したことにより、奨学資金を償還することができないことが申請により認められた方

◆申請期間は　令和４月３月31日まで

◆猶予される期限は

各月納入期限から１年以内

◆申請に必要なものは

申請書、減収を証明する書類
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

２．申請期限の延長

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限が延長されました。

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和２年３月２５日から令和３年３月末日まで	令和２年３月２５日から**令和３年６月末日まで**
生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度【特例貸付】	令和２年３月２５日から令和３年３月末日まで	令和２年３月２５日から**令和３年６月末日まで**

３．新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

県からの営業時間短縮の協力要請等に応じて協力金が支給されます

商工観光部産業戦略課
☎22-1220

宮城県では、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象に、営業時間短縮の協力要請等を行っています。全期間ご協力いただいた事業者に、協力金が支給されます。

◆営業時間短縮等の協力要請期間

令和３年４月５日（月）午後９時から
令和３年５月６日（木）午前５時まで

◆要請内容

営業時間の短縮（午後９時までに短縮）

◆拡大防止協力金　１施設あたり124万円

（1日あたり　４万円×３１日間分）

◆対象施設

食品衛生法の営業許可を取得している次の施設
（１）接待を伴う飲食店
（２）酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

◆協力金の申請方法等

申請方法については、後日、栗原市ウェブサイトでお知らせします。

◆営業時間短縮の相談窓口

宮城県時短要請相談窓口
☎022-211-2332（受付時間9：00～17：00）
または、宮城県ウェブサイトでご確認ください。

［編集・発行］栗原市企画部市民生活再生推進室
〒987-2293　宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号　電話：0228-22-1125　FAX：0228-22-0313